

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書類)

2026 年 7 月 1 日

株式会社 JN グループ

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2026 年 7 月 1 日

岩手県花巻市櫛ノ目第二地割 32 番地 1

株式会社 JN グループ

代表取締役社長 石原 直樹

株式会社 JN グループ（以下「当社」といいます。）は、2026 年 5 月 1 日付で、株式会社ネクスファームホールディングス（以下「消滅会社」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2026 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施しました。

本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2026 年 7 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号イ）

本合併において、消滅会社に対して差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号ロ）

① 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 785 条）

消滅会社の株主は当社のみであり、当社は消滅会社の特別支配会社に該当することから、消滅会社は、本合併について、会社法第 785 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

② 新株予約権買取請求手続（会社法第 787 条）

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続

は行っておりません。

③ 債権者異議手続（会社法第 789 条）

消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に従い、2026 年 5 月 21 日付で官報により債権者に対する公告を行い、また、同日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項第 1 号の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号イ）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易合併）に該当するため、会社法第 796 条の 2 但書の規定により、当社の株主は本合併につき差止請求をすることができません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号ロ）

① 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易合併）に該当するため、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、当社の株主は、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求を行うことができません。

② 債権者異議手続（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 5 月 21 日付で官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項第 1 号の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2026 年 7 月 1 日をもって、消滅会社から、本合併の効力発生時点において消滅会社が保有する資産、負債及び権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2026 年 7 月 1 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）
該当事項はありません。

以上

別紙 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面
(次頁以降に添付)

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2026 年 5 月 8 日

株式会社 JN グループ

株式会社ネクスファームホールディングス

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2026 年 5 月 8 日

(吸収合併存続会社) 岩手県花巻市櫛ノ目第二地割 32 番地 1

株式会社 JN グループ

代表取締役社長 石原 直樹

(吸収合併消滅会社) 東京都港区南青山五丁目 4 番 30 号

株式会社ネクスファームホールディングス

代表取締役 石原 直樹

株式会社 JN グループ（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社ネクスファームホールディングス（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、両社の間で別紙 1 のとおり 2026 年 5 月 1 日付の吸収合併契約を締結し、2026 年 7 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することといたしました。

本合併に際し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条、並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき、下記のとおり事前開示いたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併に該当します。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書を東北財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

株式会社 JN グループは、2026 年 3 月 23 日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議し、2026 年 5 月 1 日付で払込が完了いたしました。

なお、概要は以下のとおりであります。

(1) 払込期日	2026 年 5 月 1 日
(2) 発行新株式数	株式会社 JN グループ 普通株式 11,474,115 株
(3) 発行価額	1 株当たり 106 円
(4) 発行価額の総額	1,216,256,190 円 本新株式発行に係る払込みについては、現物出資の方法（デット・エクイティ・スワップ）によるため、現金による払込みはありません。
(5) 増加する資本金の額	608,128,095 円
(6) 増加する資本準備金の額	608,128,095 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスに全株式を割り当てます。
(8) 調達する資金の使途	運転資金
(9) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出書の効力発生を条件としております。

また、株式会社 JN グループは、株式会社ネクスファームホールディングスの 2025 年 11 月期における債務超過を解消するため、本合併に先立ち、同社への貸付債権に

ついて債務免除を行いました。

免除した債権の内容：貸付金 228 百万円

実施日：2026 年 5 月 1 日

(2) 吸収合併消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

株式会社ネクスファームホールディングスは、2025 年 11 月期における債務超過を解消するため、本合併に先立ち、株式会社 JN グループからの借入債務の債務免除を受けました。

免除された債務の内容：借入金 228 百万円

実施日：2026 年 5 月 1 日

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

6. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1：吸収合併契約書
(次頁以降に添付)

吸収合併契約書

株式会社JNグループ（以下「甲」という。）と株式会社ネクスファームホールディングス（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関して次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（存続会社及び消滅会社）

第1条 甲と乙とは、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号 株式会社JNグループ

本店 岩手県花巻市櫛ノ目第二地割32番地1

（2）吸収合併消滅会社

商号 株式会社ネクスファームホールディングス

本店 東京都港区南青山五丁目4番30号

（無対価合併）

第2条 本合併は、乙の完全親会社である甲と甲の完全子会社である乙との合併のため、無対価合併とし、甲は、本合併に際して、乙の株主に対してその有する株式に代わる金銭等を交付せず、乙の株式は本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）に消滅するものとする。

（増加すべき資本金及び準備金等）

第3条 本合併は無対価合併のため、本合併により甲の資本金等は増加しない。

（効力発生日）

第4条 効力発生日は、令和8年7月1日とする。ただし、前日までに合併に必要な手続が完了できないときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（会社財産の引継ぎ）

第5条 乙は、乙が所有する一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲は乙よりこれを承継する。

（会社財産の管理）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。

（従業員の取扱い）

第7条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。

2 勤続年数は、乙の計算方式による勤続年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議の上、決定する。

（本契約の承認）

第8条 甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。

2 本合併は、甲においては会社法第796条第2項に定める簡易合併の手続により、乙においては同法第784条第1項に定める略式合併の手続により、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行う。

（契約条件の変更、解除）

第9条 本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合（なお、(i)

甲が、令和8年3月23日開催の取締役会に基づき、株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスを割当先として行う第三者割当による新株式の発行及び(ii)甲が、本合併に先立って実施する乙への貸付債権についての債務免除は、これに該当しない。)又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

(誠実協議)

第10条 本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上、解決する。

(本契約の効力)

第11条 本契約は関係官庁の認可を受けることができない場合又は会社法第796条第3項の規定に従い、同項に規定する数の株式を有する株主が本合併に反対する旨を通知した場合において、効力発生日の前日までに株主総会の承認を得ることができない場合には、その効力を失う。

本契約の締結を証するため本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がこれを保存する。

令和8年5月1日

(吸収合併存続会社)

甲：岩手県花巻市櫛ノ目第二地割32番地1
株式会社JNグループ
代表取締役社長 石原 直樹 ⑩

(吸収合併消滅会社)

乙：東京都港区南青山五丁目4番30号
株式会社ネクスファームホールディングス
代表取締役 石原 直樹 ⑩

別紙 2：吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等
(次頁以降に添付)

決算報告書

第 8 期

自 2024 年 12 月 1 日

至 2025 年 11 月 30 日

株式会社ネクスファームホールディングス

貸 借 対 照 表

2025 年 11 月 30 日 現在

株式会社ネクスファームホールディングス

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	4,964	【流動負債】	434
普 通 預 金	1,296	契 約 負 債	66
未 収 消 費 税 等	776	未 払 金	9
未 収 還 付 法 人 税 等	0	関 係 会 社 未 払 金	22
未 収 入 金 (通 算)	2,890	未 払 法 人 税 等	290
		未 払 金 (通 算)	46
【固定資産】	34,310	【固定負債】	225,180
【 有 形 固 定 資 産 】	32,910	関 係 会 社 長 期 借 入 金	225,000
車 両 運 搬 具	0	長 期 預 り 保 証 金	180
土 地	32,910	負 債 合 計	225,614
【 投 資 そ の 他 資 産 】	1,400	純 資 産 の 部	
出 資 金	1,400	【 株 主 資 本 】	△186,339
		【 資 本 金 】	1,000
		【 資 本 剰 余 金 】	147,505
		資 本 準 備 金	500
		資 本 剰 余 金	147,005
		【 利 益 剰 余 金 】	△334,844
		【その他利益剰余金】	△334,844
		繰 越 利 益 剰 余 金	△334,844
		純 資 産 合 計	△186,339
資 産 合 計	39,274	負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,274

損 益 計 算 書

〔 自 2024 年 12 月 1 日 〕
〔 至 2025 年 11 月 30 日 〕

株式会社ネクスファームホールディングス

(単位：千円)

勘 定 科 目	金 額	
【売上高】		1,062
【売上原価】	240	
合 計	240	240
売 上 総 利 益		822
【販売費及び一般管理費】		11,170
営 業 損 失		10,348
【営業外収益】		
受 取 利 息	5	
雑 収 入	0	5
【営業外費用】		
関 係 会 社 支 払 利 息	4,388	4,388
経 常 損 失		14,731
税 引 前 当 期 純 損 失		14,731
法人税、住民税及び事業税		△ 2,554
当 期 純 損 失		12,176

株主資本等変動計算書

〔 自 2024 年 12 月 1 日 〕
〔 至 2025 年 11 月 30 日 〕

株式会社ネクスファームホールディングス

(単位：千円)

	【株主資本】							純資産合計
	【資本金】	【資本剰余金】			【利益剰余金】		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金	資本剰余金合計	【その他利益剰余金】	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000	500	147,005	147,505	△ 322,668	△ 322,668	△ 174,162	△ 174,162
当期変動額								
当期純損失					△ 12,176	△ 12,176	△ 12,176	△ 12,176
当期変動額合計					△ 12,176	△ 12,176	△ 12,177	△ 12,177
当期末残高	1,000	500	147,005	147,505	△ 334,844	△ 334,844	△ 186,339	△ 186,339

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①商品 個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 5年

②無形固定資産 定額法

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理 税抜方式

(4) 収益及び費用の計上基準

不動産賃貸取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 2,890 千円

短期金銭債務 88 千円

長期金銭債務 225,000 千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 1,062 千円

(2) 関係会社との取引高

営業取引（収入分） 342 千円

営業取引（支出分） 937 千円

営業取引以外の取引（支出分） 4,388 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 20 株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

(3) 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 事業年度末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

(5) 事業年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	△9,316,980 円 90 銭
(2) 1株当たり当期純損失 (△)	△608,838 円 25 銭

付属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区 分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形 固定資産	車 両 運 搬 具	0	－	－	0	－	－	0
	土 地	32,910	－	－	32,910	－	－	32,910
	計	32,910	－	－	32,910	－	－	32,910

(注) 期首残高及び期末残高は、取得価格により記載しております。

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

勘 定 科 目	金 額	
業 務 委 託 費	6,631	
支 払 手 数 料	1,263	
通 信 費	2	
情 報 シ ス テ ム 費	222	
車 両 費	466	
諸 会 費	1,200	
租 税 公 課	1,097	
保 険 料	288	11,170
合 計		

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私は、2024 年 12 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日までの第 8 期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026 年 2 月 5 日

株式会社ネクスファームホールディングス

監 査 役 佐々木 弘